

指定短期入所療養介護（介護予防）運営規程

（事業の目的）

第 1 条 医療法人修誠会が開設する、吉野川病院（以下「当院」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする

（運営の方針）

第 2 条 当院では、短期入所療養介護（介護予防）計画に基づいて、医学的管理下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当院では、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

4 当院は、短期入所療養介護（介護予防）を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条 短期入所療養介護事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 吉野川病院

（2）所在地 徳島県板野郡北島町高房字八丁野西 36 番地の 13

（従業者の職種・員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）	管理者	1 人
（2）	医師	施設基準上求められる数以上
（3）	薬剤師	施設基準上求められる数以上
（4）	看護職員	施設基準上求められる数以上
（5）	介護職員	施設基準上求められる数以上
（6）	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	施設基準上求められる数以上
（7）	管理栄養士	施設基準上求められる数以上
（8）	介護支援専門員	施設基準上求められる数以上
（9）	その他の職員	適当数

（従業者の職務内容）

第 5 条 前条に定める当院の職務内容は、次のとおりとする。

（1） 管理者は、病院に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

（2） 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

（3） 薬剤師は、病状、心身の状態等を勘案し、薬剤等についての相談や指導を行う。

（4） 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防）計画に基づく看護を行う。

（5） 介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防）計画に基づく介護を行う。

（6） 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実

施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(利用定員)

第6条 短期入所療養介護（介護予防）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の病院入院の定員数より実入院者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第7条 短期入所療養介護（介護予防）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、短期入所利用料金表に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、次のとおりとする。

(1) 徳島県板野郡の区域

(2) 徳島市の区域

(3) 鳴門市の区域

(苦情処理の措置等)

第10条 当院は、利用者からの苦情を処理するために、別に定める『医療法人修誠会苦情処理要綱』に基づき適切な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対し、当院業務の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うと共に、必要な措置を講ずると共に管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第12条 当院は、利用者の人権の擁護と虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 当院は、サービス提供中に、当院従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 当院は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 従業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

3 従業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(褥瘡対策等)

第14条 当院は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 15 条 当院の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当院利用中の食事は、特段の事情がない限り当院の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、当院は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 外出・外泊は、職員に届け出て、病院長の許可を得ること。
- ・ 消灯時間は午後 9 時とする。他の入院患者の迷惑とならないよう静かに過ごすこと。
- ・ 敷地内での喫煙はできないこと。
- ・ 所持品・備品等の持込は、できるだけ少なくすること。
- ・ 貴重品、多額の金銭は持ち込まないこと。
- ・ 当院では利用者負担による当院職員以外の者による看護及び介護は認めない。また、当院外での受診は、必ず、職員に申し出ること。
- ・ 医師や職員等の指示に従わなかったり、他利用者への迷惑行為があった場合、秩序を乱す行為があった場合、病院長より、退所を命ずることがある。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当院職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当院は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 17 条 当院において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催する。
- (2) 当院における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当院において、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持・個人情報の保護)

第 18 条 従業員は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、当院職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第 19 条 当院は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する職員の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業員に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(職員の服務規律)

第 20 条 従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者またはその家族に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を保つよう努めること。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努めること。

(職員の質の確保)

第 21 条 当院職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 22 条 当院職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人修誠会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 23 条 当院職員は、当院が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 24 条 利用者の使用する病院、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当院における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当院における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当院において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(業務継続に向けた取り組みの強化)

第 25 条 当院は、感染症や災害が発生した状態であっても、短期入所療養介護（介護予防）サービスの提供を継続できる体制構築に努め、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業継続計画の策定
- (2) 事業継続計画の指針の整備
- (3) 事業継続計画の研修の実施
- (4) 事業継続計画の訓練（シミュレーション）の実施

(その他運営についての留意事項)

第 26 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を確保すると共に、勤務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人修誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

平成 27 年 6 月 1 日	改定
令和 5 年 4 月 1 日	改定
令和 6 年 4 月 1 日	改定
令和 6 年 6 月 1 日	改定

第 8 条

